

日本放送協会 理事会議事録

(平成26年 2月 4日開催分)

平成26年 2月21日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成26年 2月 4日(火) 午前9時00分～9時20分

<出席者>

梶井会長、小野副会長、塚田専務理事、吉国専務理事、石田専務理事、
木田理事、久保田技師長、板野理事、上滝理事、福井理事、下川理事、
森永理事

上田監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

梶井会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1207回経営委員会付議事項について
- (2) 平成26年度インターネットサービス基本計画について
- (3) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

2 報告事項

- (1) 放送番組審議会議事録(資料)

議事経過

1 審議事項

(1) 第1207回経営委員会付議事項について

(経営企画局)

2月12日に開催される第1207回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「NHK情報公開・個人情報保護審議委員会委員の委嘱について」と「国際放送番組審議会委員の委嘱について」です。また、報告事項として「平成26年度インターネットサービス基本計画について」です。

(会長) 原案どおり決定します。

(2) 平成26年度インターネットサービス基本計画について

(編成局)

平成26年度のNHKの「インターネットサービス基本計画」を取りまとめましたので、審議をお願いします。

この基本計画は、受信料を財源とする無料のインターネットサービスを対象としており、有料の「NHKオンデマンド」のサービスは対象外です。受信料を財源とするインターネットサービスには、「既放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること」をNHKの業務範囲に定めた、放送法第20条第2項第2号に基づいて行うサービスと、それ以外の、緊急情報や外国人向け情報、その他NHKの本来業務に関連して行うサービス等があります。さらに今回から、放送法第20条第2項第2号に基づく内容に加え、同項第8号に定められた「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として総務大臣の認可を受けて行う内容を含む、放送・通信連携の新しいサービス「ハイブリッドキャスト」について、編集方針等を独立して記述することとしました。

最初に、インターネットサービス実施の基本方針です。

26年度は、「豊かで安心、たしかな未来へ」を掲げた、「平成24～26年度 NHK経営計画」の最終年度となります。インターネット

サービスにおいても、NHKは正確・迅速で公平・公正な情報や、人々の心を豊かにする魅力にあふれたコンテンツを提供します。いま日本は、少子高齢化への対応、複雑化する国際関係など多くの課題を抱えています。一方で、企業業績や各種経済指標が堅調に推移し、2020年（平成32年）のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定するなど、日本国内に明るさも見えています。通信・インターネットの世界では、インターネットを利用した選挙活動が解禁され、有権者の政治参加を促進することが期待されています。スマートフォンでインターネットを見る習慣が定着する一方で、パソコンや従来型の携帯電話からのアクセス数が減少しています。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）も人々のコミュニケーションに欠かせないツールになりましたが、青少年を中心にトラブルも目立つようになってきました。こうした中で、NHKは、放送と通信の連携を目指し、ハイブリッドキャストサービスをスタートしました。26年度はサービスを拡大し、「情報」「教育」「スポーツ」「エンターテインメント」などの分野でコンテンツの開発を行い、スマートフォンやタブレット端末との連携など新たな視聴体験の提供にも取り組みます。インターネットサービスの提供にあたっては、災害など緊急時の情報提供はもちろん、世の中の最新の動きや、人々の暮らし、文化の向上、教育・福祉、健康などに役立つ情報を提供します。また、スマートフォンに最適化したコンテンツや動画ページをいっそう拡大し、モバイル端末での視聴が進む環境の変化に対応していきます。情報を一人でも多くの視聴者に送り届けられるよう、SNSも活用し、視聴者がNHKのコンテンツにいっそう接触しやすくします。さらに、放送局が行うインターネットサービスとして、テレビ・ラジオの視聴につながる回路であることを強く意識し、放送と通信を相互補完的に機能させることで、NHKの発信するさまざまな情報に接しただけできるよう努めます。

続いて、第1部では、「放送法第20条第2項第2号の業務の基準」に基づくサービスについて、4項目の重点目標を掲げています。

重点目標の1は、「安全・安心情報の拡充」です。暮らしの安全・安心情報を、多様な伝送路と端末で提供し、いつでもどこからでも取得できるようにし、国民の公共放送への信頼に応えます。また、震災の記憶をアーカイブス化して伝えるコンテンツの制作、復興に向けた取り組み等

を紹介・支援するコンテンツを強化します。さらに、地域の防災につながる情報をきめ細かく伝えます。

2は、「正確で迅速なニュース・情報の提供、地域からの情報発信の強化」です。ニュース・情報の提供をいっそう充実させるとともに、地域の活性化につながるコンテンツをいっそう強化します。また、各種スポーツイベントに関しても、データ放送と連動しながらより豊かなコンテンツを提供します。

3は、「心と暮らしを豊かにするNHKならではの質の高いコンテンツの提供」です。番組と連動し、放送後などに閲覧すると高い学習効果が得られる教育コンテンツや青少年向けコンテンツのいっそうの充実に努め、視聴者の「知りたい」「学びたい」という意欲・ニーズに応えます。また、文化・芸術の継承・発展、暮らしの充実、教養、健康など、人々の生活と心を豊かにするコンテンツを充実します。

4は、「“人にやさしい”サービスの充実」です。双方向機能を生かして視聴者とともに作りあげる福祉情報を提供し、社会の絆作りを支えます。また、最新の技術を応用して“人にやさしい”サービスを拡充します。

第2部は、ハイブリッドキャストサービスについてです。26年度は、総合テレビに加えてEテレやBS1、BSプレミアムにもサービスを広げます。24時間いつでも楽しめるコンテンツの充実と、「情報」「教育」「スポーツ」「エンターテインメント」などの分野のコンテンツ開発を行い、ハイブリッドキャストならではの番組連動サービスで、これまでにない新たな視聴体験を提供します。26年度は、既存のデータ放送コンテンツを活用した、放送法第20条第2項第2号によるサービスのほか、同項8号に基づき総務大臣の認可を受けた6種のサービスを提供します。

第3部は、緊急情報や外国人向け情報など、その他のサービスについてです。番組制作、番組の周知・宣伝、経営広報、営業活動、職員採用、調査研究などの業務に関連して行うインターネットサービスについては、それぞれの業務を効果的に実施するなどの目的に合ったコンテンツを制作・提供します。特に、インターネットを利用した国際放送の発信の強化に取り組むとともに、総務大臣の認可を受けて実施しているインターネットラジオ「らじる★らじる」について、モバイル端末での利用形態

の検証を、引き続き行うことにしています。

本件が決定されれば、2月12日開催の第1207回経営委員会に報告します。

(吉国専務理事) 「心と暮らしを豊かにするNHKならではの質の高いコンテンツ」の1つとして、「健康」ということが挙げられていましたが、具体的にはどのようなサービスを考えていますか。

(編成局) まだ検討中ですが、例えば、健康関連番組で紹介した情報を、放送後に検索によって閲覧できるサービスなどが考えられます。

(吉国専務理事) そうしたサービスを実施した場合、利用者としては、自分が悩んでいる症状から検索して医療情報を得ることを期待することになると思いますが、健康に関する情報を提供する際には、重い責任が生じることとなります。その責任に堪えうる業務体制を確立できるかということも考慮する必要があります。また、関連団体が現在行っている業務と競合してしまう部分も生じますので、その点をきちんと整理することも必要です。こうした課題は経営としてしっかりと議論していくべきだと考えますので、それを抜きにして現場の判断で新たなサービスを次々に展開するといったことがないようにしてください。

(編成局) NHK本体として受信料によって行うべきサービスと、関連団体の自主事業として行われるサービスは、きちんと議論したうえで整理していかなければならないと考えています。26年度に実施するサービスについては、各現場からの企画提案を審査しているところですが、その点をきちんと踏まえて内容を精査していきたいと考えています。

(上滝理事) NHKが自主的に定めた「放送法第20条第2項第2号の業務の基準」において、経費の上限を年額40億円程度としていますが、26年度にハイブリ

ッドキャストサービスを拡充して本格的に展開することになれば、この上限額を超えてしまうことはありませんか。

(編成局) 年額40億円程度という上限額は、放送法第20条第2項第2号に基づくサービスについて制限をかけるものです。ハイブリッドキャストサービスのうち、同号に基づくサービスは制限の対象になりますが、同項第8号に基づくサービスの経費は、この枠外になります。ハイブリッドキャストサービスを本格的に展開しても、第2号に基づくサービス全体の経費が上限額を超えないように計画していますし、第8号に基づくサービスについても、経費に一定の節度を持って実施することにしています。

(会長) 健康に関するサービスについては、十分慎重に検討するようにお願いします。また、業務の実施にあたっては、関連団体と連携しながら互いの業務がうまく進むようにしてください。

議案については、原案どおり決定します。

(3) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

(森永理事)

国際放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

セーラ・マリ・カミングス氏(株式会社榊一市村酒造場 取締役、株式会社文化事業部 代表取締役)、瀬谷ルミ子氏(特定非営利活動法人日本紛争予防センター 理事長)、および渡辺靖氏(慶應義塾大学環境情報学部 教授)に、平成26年3月1日付で再委嘱したいと思います。また、小林栄三氏(伊藤忠商事株式会社 取締役会長)と藤崎一郎氏(前駐米大使、上智大学 特別招聘教授・国際戦略顧問)に、平成26年4月1日付で新規委嘱したいと思います。

なお、沼田貞昭氏(鹿島建設株式会社 顧問)と萩原敏孝氏(株式会社小松製作所 顧問)は、任期満了により平成26年3月31日付で退任されます。

本件が了承されれば、2月12日開催の第1207回経営委員会に諮

ります。

(会 長) 原案どおり了承し、次回の経営委員会に諮ります。

2 報告事項

(1) 放送番組審議会議事録(資料)

編成局と国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、全国の地方放送番組審議会(関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国)の平成25年12月開催分の議事録についての報告(注)。

注:放送番組審議会の内容は、NHKホームページの「経営情報」のなかに掲載しています。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成26年 2月17日

会 長 靱 井 勝 人